

## 第22回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成28年10月21日（金）午後4時から午後5時

2 開催場所 出雲崎町役場 議員控室

3 出席委員（8人）

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	山田久男
委員	1番	遠藤文男
	3番	安達義男
	5番	森山一郎
	6番	加藤修三
	7番	佐藤敏夫
	8番	南波博直

4 欠席委員

欠席者なし

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 諸般の報告

第3 報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について

第4 議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用  
集積計画の決定について

第5 報告第2号 農用地利用配分計画案について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

係長 黒崎 陽介

7 会議の概要

事務局長 ただいまから第22回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は全員出席です。総会は成立しておりますので、総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議 長 それでは、3番 安達委員、4番 山田委員にお願いいたします。  
なお、本日の会議書記には、事務局職員の黒崎係長を指名いたします。

議 長 3番の諸般の報告をさせていただきます。

【出席した内容について口頭で報告】

・10月12日(水)

農業委員会【遊休農地対策・新規参入事例】現地研修会  
会場：小千谷市「小千谷市総合産業会館サンプラザ」ほか  
出席者：内藤会長、山田会長職務代理、黒崎

議 長 それでは、議事に入ります。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第1号について説明いたします。議案書1ページからご覧ください。報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知書について、3件の報告がございます。

【議案書に基づいて番号1～3の内容を説明】

このたびの合意解約はこの3名の貸出人の借受人であるY氏が、これまで水稲11町程の規模の経営をしておりましたが、年齢的な理由により、今シーズンの耕作終了を折に、同町内等の担い手に徐々に引き継いでいきたい旨の話があったことから、貸出人及び担い手との話し合いにより、このたびの合意契約に至りました。

なお、解約された農地の今後の利用については、このあとの議案第1号農用地利用集積計画に上程されます。以上です。

議 長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議 長 ご意見、ご質問がないようですので、以上で報告第1号を終わります。

議 長 続きまして、議案第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 それでは、議案第1号について説明いたします。議案第1号農用地利用集積計画について、利用権設定の申出(再設定)が8件、中間管理機構へ貸し付ける

ものが4件、全部で12件の案件ありました。4ページから11ページに記載されている番号1から番号8が利用権設定の申し出となります。

**【議案書に基づいて、番号1～5の内容を説明】**

事務局 次の番号6から番号8が、報告第1号で合意解約された農地の受け入れ先となります。

**【議案書に基づいて、番号6～8の内容を説明】**

続いて12ページから20ページに記載されている、番号9から番号12が中間管理機構への貸付案件となります。

**【議案書に基づいて、番号9～12の内容を説明】**

この案件については、全て、貸付後の自作面積1,000㎡未満、貸付期間が10年以上の賃貸借となるなど、経営転換協力金の対象要件を満たしていることから、一連の手続きを得て、後日申請する予定であります。又、地方税法により公社に貸付した農地のみ固定資産税の課税標準額が2分の1に軽減される特例が、平成29年度課税から適用されます。なおこの農林公社の転貸先(受け手)についてはこの後の、報告第2号 農用地利用配分計画により報告します。

最後に、議案第1号のこれまでの計画内容について、全て、農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。以上です。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

(意見、質問なし)

議長 ご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(全員挙手)

議長 全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可いたします。

議長 続きまして報告第2号 農用地利用配分計画案について事務局より説明願います。

事務局 それでは、報告第2号について説明いたします。報告第2号農用地利用配分計画案について、先ほどの農林公社中間管理事業の転貸先(受け手)が4名となっております。21ページからご覧ください。

【議案書に基づいて、全ての内容を説明】

農用地利用配分計画は新潟県が公告（告示）し、決定することになっており、特に農業委員会での議決事項ではございませんが、中間管理事業を利用した出し手の農地の受人について出雲崎町農業再生協議会で作成した農用利用配分計画案を農業委員会では意見を付せることになっており、委員のみなさんに把握していただくため、この場で報告し、総会后、農業委員長名により農用地利用計画案として農林公社（中間管理機構）へ提出し、農林公社から新潟県へ提出されます。以上で説明を終わります。

議長 ただいま事務局より説明がありました。ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（意見、質問なし）

議長 ご意見、ご質問がないようですので、以上で報告第2号を終わります。

議長 以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしました。  
この際、その他の件について、委員からご発言あれば挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議長 それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第22回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

平成28年10月21日

議長 ⑩

議事録署名委員  
3番 ⑩

議事録署名委員  
4番 ⑩